○防衛省告示第十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年一月十四日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年二月一日から平成二十三年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦艇　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月十四日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十七号

(三)　道路の区域

区間　山形県最上郡最上町大字富沢字八幡前一七七三番一から同町大字本城字上西ノ野二〇五六番一まで

変更前後別　敷地の幅員　延長

前　一〇・四〇～一五・〇〇メートル　〇・五四〇キロメートル

後　一〇・四〇～二〇・〇〇メートル　〇・五四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　路線名　四十七号

(二)　供用開始の区間　山形県最上郡最上町大字富沢字八幡前一七七三番一から同町大字本城字上西ノ野二〇五六番一まで

(三)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十四日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　路線名　一般国道四十七号

(二)　供用開始の区間　山形県最上郡最上町大字富沢字八幡前一七七三番一から同町大字本城字上西ノ野二〇五六番一まで

(三)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十四日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　路線名　一般国道一号

(二)　供用開始の区間　神奈川県中郡大磯町国府新宿字向原一番三地先から同郡二宮町二宮字中向浜九四番二地先まで

(三)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○北陸地方整備局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十四日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号及び三百六十号

(三)　道路の区域

区間　富山市楡原字西下島一五八八番一から同市楡原字東島四三番一まで

変更前後別　敷地の幅員　延長

前　一五・二〇～五〇・〇〇メートル　〇・一〇六キロメートル

後　一五・二〇～七六・八〇メートル　〇・一〇六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年一月十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年近畿地方整備局告示第六十一号大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業三・四・百八号大森高畑線

三　事業施行期間　自平成十三年三月二十七日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年一月十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業三・四・四号奈良橿原線

三　事業施行期間　自平成二十三年一月十四日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　奈良市油阪町、油阪地方町、大宮町一丁目、三条町、三条本町及び杉ヶ町地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月十四日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　路線名　一般国道一二七号

(二)　供用開始の区間　茨城県鹿嶋市大字下町屋字入ノ田五三八番から神奈川県中郡二宮町二宮字下浜端二八〇番一まで

(三)　道路の区域

区間　茨城県鹿嶋市大字下町屋字入ノ田五三八番から神奈川県中郡二宮町二宮字下浜端二八〇番一まで

変更前後別　敷地の幅員　延長　備考

前　B　一二・一〇～五七・八〇メートル　一二・五〇〇キロメートル

A　一二・〇〇～三五六・九六〇　一二・六四〇

後　B　一二・一〇～五七・八〇メートル　一二・五〇〇キロメートル

A　一二・〇〇～三四五・六一〇　一二・六四〇　上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所